

平成27年4月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成27年2月内容）

有効求人数	31,938人	対前年同月比10.4%増(6ヶ月連続の増加)
有効求職者数	35,246人	対前年同月比6.9%減(58ヶ月連続の減少)
有効求人倍率	0.85倍	対前月 0.05P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高齢者への就職支援の継続

2 平成26年における労働災害発生状況—12月末(未確定)—

休業4日以上死傷者数	1,704人	対前年比	5人(0.3%)減少
死亡者数	21人	対前年比	9人(75.0%)増加

- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の周知啓発及び取組強化
- ・労働災害防止団体等代表者会議を開催(4月17日)、連携して労働災害防止の取組を図る

3 パートタイム労働法の改正を周知

- ・平成27年4月1日施行、引き続き、改正内容の周知を図る

4 特例認定制度「プラチナくるみん」の周知

- ・平成27年4月1日から、「プラチナくるみん」がスタート

2月の有効求人倍率は0.85倍で、 前月を0.05ポイント上回る

鹿児島県の2月の有効求人倍率(季節調整値)は0.85倍となり、前月(0.80倍)を0.05ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.39倍となり、前月(1.30倍)を0.09ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.53倍となり、前年同月(0.44倍)を0.09ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ18.1%増と6か月連続の増加となりました。

産業別では前年同月に比べ、建設業(8.0%増)は2か月連続の増加、製造業(9.0%増)は2か月連続の増加、卸売業、小売業(29.2%増)は2か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(27.1%増)は2か月ぶりの増加、医療、福祉(10.5%増)は6か月連続の増加、サービス業(他に分類されないもの)(20.8%増)は3か月連続の増加となりました。一方、運輸業、郵便業(8.5%減)は2か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ4.0%減と8か月連続の減少となりました。

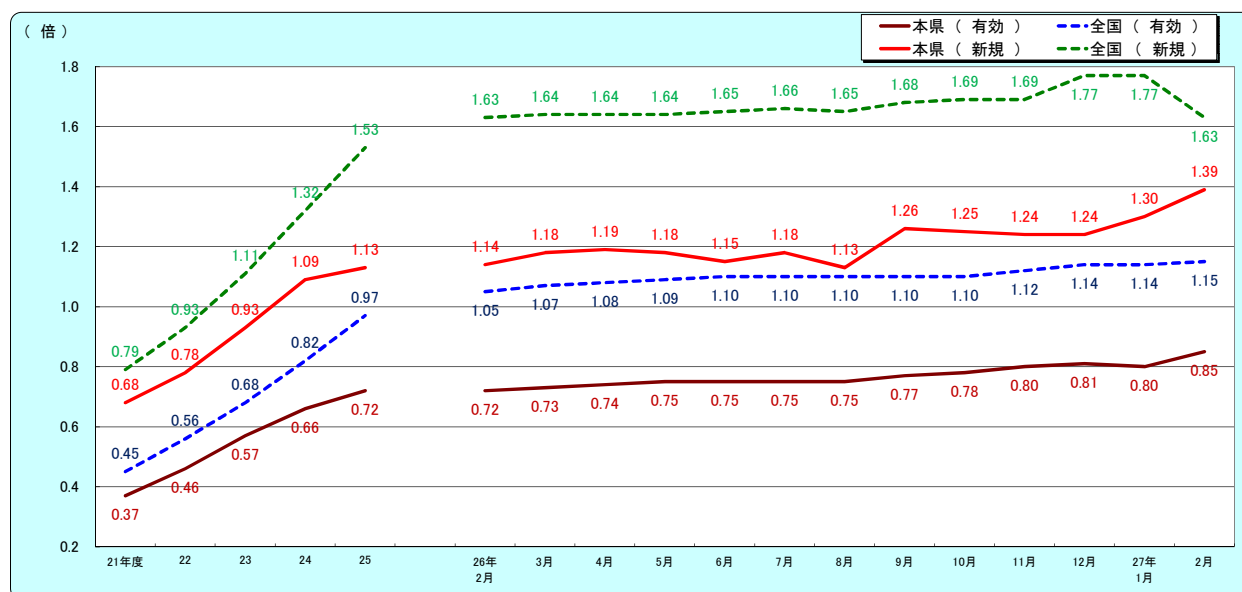
新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(1.1%増)は3か月連続の増加、離職求職者(6.6%減)は14か月連続の減少、無業求職者(7.6%減)は19か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(10.1%減)は14か月連続の減少、自己都合離職者(5.1%減)は2か月連続の減少となりました。

政府の3月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている。」として8か月ぶりに引き上げました。また、雇用情勢については、「改善傾向にある。」として据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、改善傾向が続いているところであるが、求人の大幅な増加が一時的な動きにとどまるものであるかなど、今後の求人動向について、産業ごとにも注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



平成26年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	16,597	16,595	16,424	15,531	15,187	15,120	15,026	13,904	12,679	13,001	13,800		163,864
	有効求人	12,618	12,115	12,027	12,667	12,643	13,437	14,015	13,474	12,475	13,046	14,643		143,160
	求人倍率	0.76	0.73	0.73	0.82	0.83	0.89	0.93	0.97	0.98	1.00	1.06		0.87
北薩地域	有効求職	5,827	5,579	5,450	5,204	5,228	5,196	4,974	4,641	4,305	4,432	4,654		55,490
	有効求人	3,805	3,622	3,452	3,547	3,555	3,714	3,589	3,502	3,426	3,534	3,877		39,623
	求人倍率	0.65	0.65	0.63	0.68	0.68	0.71	0.72	0.75	0.80	0.80	0.83		0.71
川内	有効求職	2,908	2,815	2,730	2,613	2,596	2,573	2,483	2,340	2,183	2,207	2,322		27,770
	有効求人	1,779	1,650	1,572	1,673	1,699	1,783	1,697	1,670	1,615	1,735	1,980		18,853
	求人倍率	0.61	0.59	0.58	0.64	0.65	0.69	0.68	0.71	0.74	0.79	0.85		0.68
出水	有効求職	2,212	2,080	2,078	1,978	2,046	2,057	1,965	1,820	1,671	1,746	1,802		21,455
	有効求人	1,496	1,427	1,346	1,382	1,395	1,472	1,450	1,410	1,391	1,400	1,451		15,620
	求人倍率	0.68	0.69	0.65	0.70	0.68	0.72	0.74	0.77	0.83	0.80	0.81		0.73
宮之城	有効求職	707	684	642	613	586	566	526	481	451	479	530		6,265
	有効求人	530	545	534	492	461	459	442	422	420	399	446		5,150
	求人倍率	0.75	0.80	0.83	0.80	0.79	0.81	0.84	0.88	0.93	0.83	0.84		0.82
大隅地域	有効求職	5,635	5,487	5,270	5,133	4,960	5,056	4,847	4,491	4,053	4,401	4,674		54,007
	有効求人	4,067	3,735	3,646	3,737	3,824	4,191	4,273	4,162	3,849	4,041	4,175		43,700
	求人倍率	0.72	0.68	0.69	0.73	0.77	0.83	0.88	0.93	0.95	0.92	0.89		0.81
鹿屋	有効求職	3,735	3,570	3,410	3,342	3,256	3,267	3,158	2,940	2,702	2,883	3,078		35,341
	有効求人	2,770	2,496	2,447	2,498	2,566	2,756	2,866	2,735	2,553	2,689	2,877		29,253
	求人倍率	0.74	0.70	0.72	0.75	0.79	0.84	0.91	0.93	0.94	0.93	0.93		0.83
大隅	有効求職	1,900	1,917	1,860	1,791	1,704	1,789	1,689	1,551	1,351	1,518	1,596		18,666
	有効求人	1,297	1,239	1,199	1,239	1,258	1,435	1,407	1,427	1,296	1,352	1,298		14,447
	求人倍率	0.68	0.65	0.64	0.69	0.74	0.80	0.83	0.92	0.96	0.89	0.81		0.77
南薩地域	有効求職	5,066	4,957	4,824	4,643	4,503	4,665	4,707	4,398	4,135	4,335	4,440		50,673
	有効求人	3,540	3,203	3,090	2,987	2,757	2,931	2,960	2,867	2,714	2,879	3,271		33,199
	求人倍率	0.70	0.65	0.64	0.64	0.61	0.63	0.63	0.65	0.66	0.66	0.74		0.66
加世田	有効求職	1,851	1,793	1,789	1,705	1,673	1,732	1,781	1,635	1,565	1,605	1,622		18,751
	有効求人	1,417	1,367	1,308	1,324	1,191	1,214	1,168	1,114	1,045	1,074	1,223		13,445
	求人倍率	0.77	0.76	0.73	0.78	0.71	0.70	0.66	0.68	0.67	0.67	0.75		0.72
伊集院	有効求職	2,011	1,970	1,909	1,793	1,698	1,753	1,751	1,627	1,516	1,600	1,678		19,306
	有効求人	1,267	1,017	999	941	880	916	941	895	849	889	1,051		10,645
	求人倍率	0.63	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.54	0.55	0.56	0.56	0.63		0.55
指宿	有効求職	1,204	1,194	1,126	1,145	1,132	1,180	1,175	1,136	1,054	1,130	1,140		12,616
	有効求人	856	819	783	722	686	801	851	858	820	916	997		9,109
	求人倍率	0.71	0.69	0.70	0.63	0.61	0.68	0.72	0.76	0.78	0.81	0.87		0.72
始良地域	有効求職	6,129	6,127	5,963	5,724	5,621	5,977	5,852	5,457	4,872	5,138	5,267		62,127
	有効求人	3,713	3,755	3,780	3,528	3,620	3,823	3,944	3,693	3,470	3,739	4,044		41,109
	求人倍率	0.61	0.61	0.63	0.62	0.64	0.64	0.67	0.68	0.71	0.73	0.77		0.66
国分	有効求職	5,254	5,297	5,197	5,010	4,900	5,243	5,153	4,810	4,270	4,491	4,599		54,224
	有効求人	3,250	3,323	3,354	3,082	3,188	3,379	3,522	3,281	3,071	3,327	3,584		36,361
	求人倍率	0.62	0.63	0.65	0.62	0.65	0.64	0.68	0.68	0.72	0.74	0.78		0.67
大口	有効求職	875	830	766	714	721	734	699	647	602	647	668		7,903
	有効求人	463	432	426	446	432	444	422	412	399	412	460		4,748
	求人倍率	0.53	0.52	0.56	0.62	0.60	0.60	0.60	0.64	0.66	0.64	0.69		0.60
熊毛地域	有効求職	739	752	885	874	724	704	631	610	523	572	609		7,623
	有効求人	543	510	521	536	529	635	597	569	541	566	602		6,149
	求人倍率	0.73	0.68	0.59	0.61	0.73	0.90	0.95	0.93	1.03	0.99	0.99		0.81
奄美地域	有効求職	2,025	2,089	2,113	2,104	2,084	2,089	1,958	1,799	1,661	1,695	1,802		21,419
	有効求人	1,192	1,139	1,120	1,131	1,108	1,161	1,120	1,077	1,117	1,151	1,326		12,642
	求人倍率	0.59	0.55	0.53	0.54	0.53	0.56	0.57	0.60	0.67	0.68	0.74		0.59
県計	有効求職	42,018	41,586	40,929	39,213	38,307	38,807	37,995	35,300	32,228	33,574	35,246		415,203
	有効求人	29,478	28,079	27,636	28,133	28,036	29,892	30,498	29,344	27,592	28,956	31,938		319,582
	求人倍率	0.70	0.68	0.68	0.72	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.86	0.91		0.77

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 ……鹿児島
 北薩地域 ……川内、出水、宮之城
 大隅地域 ……鹿屋、大隅
 南薩地域 ……加世田、伊集院、指宿

始良地域 ……国分、大口
 熊毛地域 ……熊毛
 奄美地域 ……名瀬

平成 26 年における労働災害発生状況（未確定）

～死傷者数は僅かに減少、死亡者数は大幅増加～

鹿児島労働局管内の労働災害発生状況（平成 26 年 12 月末 [平成 27 年 3 月 7 日現在、未確定]）をみると、休業 4 日以上の死傷者数は 1,704 人で、対前年比で 5 人（0.3%）減となりました。業種別にみると、建設業は 42 人の大幅減となっておりますが、第三次産業では増加しており、保健衛生業の 32 人増、商業の 31 人増となっています。

平成 26 年における死亡者数は 21 人で、対前年比 9 人（75.0%）増となりました。死亡者数が 2 人以上増加した業種は、食料品製造業、道路貨物運送業、飲食店で、いずれも 2 人増となっています。

平成 26 年における死傷者数を事故の型別にみると、全産業においては「墜落・転落」（20.9%）、「転倒」（18.8%）となっており、死傷者数が前年より増加した第三次産業においては「転倒」（27.6%）が最も多くなっています。

鹿児島労働局としましては、今年 1 月より取り組んでいる「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」を推進するとともに、4 月 17 日に、労働災害防止団体等代表者会議を開催し、労働災害防止団体等と連携して、より一層労働災害防止に取り組むこととしています。

（労働基準部健康安全課）

業種別死傷災害発生状況（未確定）

（3月7日現在）

業種	年	平成26年		平成25年		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1,704	21	1,709	12	-5	9	-0.3%	75%
1 製造業		344	4	349	1	-5	3	-1.4%	300%
1 食品製造業		218	2	207		11	2	5.3%	
4 木材・木製品製造業		20		20				0.0%	
9 窯業土石製品製造業		14		21		-7		-33.3%	
11～12 金属製品製造業		20		12		8		66.7%	
13～15 機械機具製造業		24		24				0.0%	
上記以外の製造業		48	2	65	1	-17	1	-26.2%	100%
2 鉱業		4		5		-1		-20.0%	
3 建設業		265	6	307	5	-42	1	-13.7%	20%
1 土木工事業		90	3	116	3	-26		-22.4%	0%
2 建築工事業		153	3	156	2	-3	1	-1.9%	50%
3 その他の建設業		22		35		-13		-37.1%	
4 運輸交通業		221	3	211		10	3	4.7%	
1 鉄道・航空機業		5		6		-1		-16.7%	
2 道路旅客運送業		27	1	16		11	1	68.8%	
3 道路貨物運送業		189	2	188		1	2	0.5%	
4 その他の運輸交通業		0		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業		13	1	9		4	1	44.4%	
1 陸上貨物取扱業		4		1		3		300.0%	
2 港湾運送業		9	1	8		1	1	12.5%	
6 農林業		86	2	94	3	-8	-1	-8.5%	-33%
1 農業		39	1	42		-3	1	-7.1%	
2 林業		47	1	52	3	-5	-2	-9.6%	-67%
7 畜産・水産業		85	1	92	1	-7		-7.6%	0%
8 商業		257	1	226		31	1	13.7%	
1 卸売業		41		42		-1		-2.4%	
2 小売業		190	1	161		29	1	18.0%	
3 理美容業		1				1			
4 その他の商業		25		23		2		8.7%	
9 金融・広告業		12		23		-11		-47.8%	
11 通信業		12		15		-3		-20.0%	
12 教育・研究業		12		14		-2		-14.3%	
13 保健衛生業		194		162		32		19.8%	
1 医療保健業		79		58		21		36.2%	
2 社会福祉施設		107		101		6		5.9%	
3 その他の保健衛生業		8		3		5		166.7%	
14 接客娯楽業		111	3	116	1	-5	2	-4.3%	200%
1 旅館業		32	1	29	1	3		10.3%	0%
2 飲食店		53	2	57		-4	2	-7.0%	
3 その他の接客娯楽業		26		30		-4		-13.3%	
上記以外の事業		88		86	1	2	-1	2.3%	-100%
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・と畜業		51		40		11		27.5%	
16 官公署		1		1				0.0%	
17 その他の事業		36		44	1	-8	-1	-18.2%	-100%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		193	2	189		4	2	2.1%	
第三次産業（8～17）		686	4	642	2	44	2	6.9%	100%

平成26年業種・事故の型別の発生状況

（3月7日現在）

業種	順位	事故の型	件数	割合
全産業	1	墜落・転落	356	20.9%
	2	転倒	321	18.8%
	3	はさまれ・巻き込まれ	206	12.1%
	4	動作の反動・無理な動作	183	10.7%
	5	切れ・こすれ	119	7.0%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	78	22.7%
	2	転倒	71	20.6%
	3	墜落・転落	48	14.0%
	4	切れ・こすれ	41	11.9%
	5	動作の反動・無理な動作	20	5.8%
建設業	1	墜落・転落	111	41.9%
	2	はさまれ・巻き込まれ	32	12.1%
	3	転倒	21	7.9%
	3	飛来・落下	21	7.9%
	5	切れ・こすれ	15	5.7%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	62	32.1%
	2	動作の反動・無理な動作	26	13.5%
	3	激突	19	9.8%
	4	はさまれ・巻き込まれ	18	9.3%
	5	転倒	12	6.2%
林業	1	激突され	11	23.4%
	2	切れ・こすれ	9	19.1%
	3	飛来・落下	7	14.9%
	4	転倒	5	10.6%
第三次産業	1	転倒	189	27.6%
	2	動作の反動・無理な動作	114	16.6%
	3	墜落・転落	102	14.9%
	4	交通事故（道路）	68	9.9%
	5	はさまれ・巻き込まれ	46	6.7%
小売業	1	転倒	43	22.6%
	2	交通事故（道路）	30	15.8%
	3	墜落・転落	28	14.7%
	4	動作の反動・無理な動作	25	13.2%
	5	はさまれ・巻き込まれ	14	7.4%
社会福祉施設	1	転倒	37	34.6%
	2	動作の反動・無理な動作	35	32.7%
	3	激突	8	7.5%
	4	交通事故（道路）	7	6.5%
	5	墜落・転落	6	5.6%
飲食店	1	転倒	16	30.2%
	2	切れ・こすれ	12	22.6%
	3	飛来・落下	7	13.2%
	4	動作の反動・無理な動作	3	5.7%
	4	墜落・転落	3	5.7%

- ① 死傷者数は、12月未までに発生した分を3月7日締めで集計したものとす。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成27年4月1日から

パートタイム労働法が変わります！！

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするためパートタイム労働法が改正され、4月1日から施行されます。

パートタイム労働者を雇用する事業主の皆さんは、改正内容にも沿って、パートタイム労働者の待遇がその働きや貢献に見合った処遇となるよう雇用管理の改善に努めてください。

〔改正のポイント〕

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

○正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

○パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

○パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主は説明しなければなりません。

○事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備（相談窓口の設置）しなければなりません。

○パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」（相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など）が追加されます。

☆相談窓口等明示方法の参考例

「厚生労働省ホームページ」内

「パートタイム労働者の雇用管理の改善のために」内

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>)

⇒「パートタイム労働法関連資料」～各種様式～労働条件通知書（Word）（PDF）

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

○雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表できることとなります。

☆パートタイム労働法の改正内容等に関する内容は、

「パート労働ポータルサイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp>)でご覧いただけるとともに、鹿児島労働局雇用均等室（099-222-8446）までお問い合わせください。

（雇用均等室）

平成27年4月1日から 特例認定制度「プラチナくるみん」が はじまります！

○くるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たし、特例認定を受けた場合に表示できるマーク「プラチナくるみん認定」が4月1日からはじまります。

プラチナくるみんマークには、マントと王冠をつけ、くるみんマーク取得企業よりも両立支援の取組が進んでいることを表現しています。

また、くるみんマークの表示方法が変わり、認定を受けた年度が記載されていましたが、認定を複数回取得している企業が増加している現状を踏まえ、新「くるみんマーク」では、取得回数が一目でわかるよう、取得回数に応じて星が増えていくマークとなります。

多くの企業が、「くるみんマーク」、さらに「プラチナくるみん」をめざして、次世代育成支援にお取り組みください。



新「くるみんマーク」



特例認定マーク：「プラチナくるみん」

○次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで延長になりました。引き続き、次世代育成支援のための事業主行動計画を策定・届出し、取組みを行ってください。

☆次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定方法、認定については、鹿児島労働局雇用均等室（099-222-8446）までお問合せください。

（雇用均等室）